平成２１年（フ）第６５７号
愛知県岡崎市矢作町竊樹34番地１　第３原田ビル105、住民票上の住所北海道岩見沢市10条西５丁目４番地
債務者　葛西　鉱三
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
兵庫県丹波市氷上町井中565番地
債務者　大橋　直子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
香川県高松市紙町429番地28
債務者　小松　朋子（旧姓美馬）
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３８４号
香川県高松市香川町浅野405番地21
債務者　星野　優架（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０３号
香川県高松市円座町1167番地３
債務者　家倉　義子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７６号
香川県観音寺市昭和町１丁目10番３号
債務者　小金　純子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１０８４号
福岡県筑紫郡那珂川町西隈２丁目４番13号
債務者　田中　一孝
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５７号
福岡県前原市大字三雲271番地
債務者　冨田　清一
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７２号
福岡市西区壱岐団地24番201号
債務者　重松啓一郎
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９４号
福岡市南区弥永５丁目25番20―302号
債務者　麓　孝一郎
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３２号
東京都板橋区高島平９丁目24番11号コーポ美枝201号
債務者　大隈　　健
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地川子団地９棟103号
債務者　北嶋　佳代
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７３号
福岡市南区五十川２丁目14番15―503号
債務者　熊岡　隆司
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７４号
福岡市南区五十川２丁目14番15―503号
債務者　熊岡　美樹（旧姓岩切）
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１４号
福岡市早良区次郎丸１丁目５番22号
債務者　徳島　末男
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９２４号
福岡県宗像市池田685番地２
債務者　藤塚　　晃
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４０号
福岡市西区上山門２丁目25番14号
債務者　掛　　伸子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８３号
福岡県春日市須玖南５丁目169番地
債務者　西中　　悟
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部